

千葉県男女共同参画センター資料除籍基準

1 趣旨

この基準は、千葉県男女共同参画センターの情報資料センターにおける図書その他資料の適切な維持管理を図るため、資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

2 除籍の基準

資料の除籍に当たっては、常に資料の所蔵状況、出版事情等を十分検討し、一点一点よく吟味して、将来における資料の利用に支障のないよう配慮しながら行うものとする。

(1) 廃棄による除籍

次の各項目に該当する資料で、保存に適さないものは廃棄により除籍することができる。

- ア 著しい汚損、破損又は書きこみ等があり補修が不可能なもの
- イ 法制度の改正や社会構造の変化、科学技術の進歩等により、記述内容が時代に合わなくなり、資料的価値を失ったもの
- ウ 新版、改定版及び増補版等の受入れにより資料的価値が低下したもの
- エ 複本があるもので利用が著しく低下し、保存の必要がないもの
- オ 保存期間を限定した逐次刊行物でその期間を経過したもの
- カ その他出版事情、所蔵資料の構成、利用者の需要及び資料的価値を総合的に判断して、保存する必要がないと認めるもの

(2) 事故等による除籍

- ア 紛失や盗難、災害その他の事故により利用者から亡失の届け出があったもの
- イ 蔵書点検の結果、所在不明であることが判明し、引き続き3年以上不明のもの
- ウ 利用者の所在不明等により返却予定日から3年以上経過しても回収が不可能なもの
- エ 男女共同参画センターが災害その他の事故により亡失したもの

(3) 合本又は分冊による除籍

(4) 移管による除籍

3 施行期日

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

この方針は、平成23年4月1日から施行する。